

第5 不動産等の譲受けの対価の支払調書

1 提出する必要がある方

平成 29 年中に譲り受けた不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上のものに限ります。）、航空機（以下これらの資産を「不動産等」といいます。）の対価の支払をする法人（国、都道府県等の公法人や人格のない社団等を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

【不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出範囲】

同一の方に対する平成 29 年中の支払金額の合計が **100 万円**を超えるもの

2 各欄の記載要領

記載欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	<p>支払調書を作成する日の現況における不動産等の譲渡者の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名（個人名）又は名称（法人名など）を契約書等で確認して記載してください。</p> <p>また、【個人番号又は法人番号】欄には、支払を受ける者のマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。</p> <p>（注）支払を受ける者等に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。</p>
② 物件の種類	その譲り受けた不動産等の種類に応じ、土地、借地権、建物、船舶、航空機のように記載してください。
③ 物件の所在地	その譲受けの対価の支払の基礎となった物件の所在地を記載してください。この場合、船舶又は航空機については、船籍又は航空機の登録をした機関の所在地を記載してください。
④ 細目	土地の地目（宅地、田畑、山林等）、建物の構造、用途等を記載してください。
⑤ 数量	土地の面積、建物の戸数、建物の延べ面積等を記載してください。
⑥ 取得年月日	不動産等の所有権、その他の財産権の移転のあった年月日を記載してください。
⑦ 支払金額	<p>平成 29 年中に支払の確定した金額（未払の金額を含む。）を記載してください。</p> <p>なお、不動産等の移転に伴い、各種の損失の補償金（次の⑧（摘要）の(4)参照）を支払った場合には、「物件の所在地」欄の最初の行に「支払総額」と記載した上、これらの損失の補償金を含めた支払総額を記載してください（24 ページの【記載例 2】を参照）。</p>
⑧ （摘要）	<p>(1) 譲受けの態様（売買、競売、公売、交換、収用、現物出資等の別）を記載してください。</p> <p>(2) 譲受けの態様が売買である場合には、その代金の支払年月日、支払年月日ごとの支払方法（現金、小切手、手形等の別）及び支払金額を記載してください。</p> <p>(3) 譲受けの態様が交換である場合には、相手方に交付した資産の種類、所在地、数量等その資産の内容を記載してください。</p> <p>(4) 不動産等の譲受けの対価のほかに支払われる補償金については、次の区分による補償金の種類と金額を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物等移転費用補償金 ・動産移転費用補償金 ・立木移転費用補償金 ・仮住居費用補償金 ・土地建物等使用補償金 ・収益補償金 ・経費補償金 ・残地等工事費補償金 ・その他の補償金 <p>(5) 不動産等の譲受けに当たって平成 29 年中にあっせん手数料を支払った方が、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」の作成・提出を省略する場合には、「あっせんをした者」欄にあっせんをした方の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称、マイナンバー又は法人番号、あっせん手数料の「支払確定年月日」、「支払金</p>

不動産等の譲受けの対価の支払調書

記載欄名	記載すべき事項
⑧ (摘要)(つづき)	額」を記載してください(マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください)。 (注) 支払を受ける者等に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。
⑨ 支払者	不動産等の譲受けの対価を支払った方の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください(マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください)。 (注) 支払を受ける者等に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。

3 その他の注意事項

- (1) 「不動産等の譲受け」には、売買のほか、交換、競売、公売、収用、現物出資等による取得も含まれます。
- (2) 公共事業施行者等が、法律の規定に基づいて行う買取り等の対価を支払う場合は、その全てのものを、四半期に1回提出することになっています(提出期限は、各四半期末の翌末日)。
- (3) 消費税等の取扱いについては、1ページ [法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について](#) を参照してください。

4 記載例

記載例 1

平成 29 年分 不動産等の譲受けの対価の支払調書						
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	北海道札幌市中央区大通西10丁目				
	氏名又は名称	国税 五郎	個人番号又は法人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			
物件の種類	物件の所在地	細目	数量	取年月日	支払金額	
土地	〇〇市△△町1-1	宅地	165㎡	29・12・6	25	000 000
(摘要)						
売買		29.11.10	現金	2,500,000		
		29.12.6	小切手	22,500,000		
をあげた者	住所(居所)又は所在地	札幌市西区発寒4条1-7-1			支払確定年月日	あっせん手数料
	氏名又は名称	札幌 太郎	29・12・6		千	円
		個人番号又は法人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		850	500
支払者	住所(居所)又は所在地	札幌市豊平区月寒東1条5-3-4				
	氏名又は名称	株式会社 ○○書店	個人番号又は法人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			
(電話)011-xxxx-xxxx						

(注) この記載例は、土地の対価と土地の譲受けに伴って支払ったあっせん手数料とを併記した場合の支払調書の例です。

不動産等の譲受けの対価の支払調書

記載例 2

平成 29 年分 不動産等の譲受けの対価の支払調書						
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	北海道札幌市北区北31条西7丁目3-1				
	氏名又は名称	国税 六郎	個人番号又は法人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7			
物件の種類	物件の所在地	細目	数量	取年月日	支払金額	
		支払総額		29・6・12	22	600 000
土地	〇〇市△△町1-1	宅地	160㎡	29・6・12	20	000 000
(摘要)						
売買		29.5.7	小切手	10,000,000	建物等移転費用補償金	2,500,000
		29.6.2	小切手	12,600,000	仮住居費用補償金	100,000
をあげた者	住所(居所)又は所在地				支払確定年月日	あっせん手数料
	氏名又は名称			年月日	千	円
		個人番号又は法人番号				
支払者	住所(居所)又は所在地	札幌市厚別区厚別東4条4丁目8-8				
	氏名又は名称	○○興業 株式会社	個人番号又は法人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			
(電話)011-xxxx-xxxx						

(注) 1 この記載例は、土地の対価2,000万円と土地の譲受けに伴って損失補償金260万円を支払った場合の支払調書の例です。

2 取得した資産の対価以外に損失の補償金を支払う場合には、それらの補償金を含めた支払総額を「支払金額」欄の最初の行に記載してください。